

平成20年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年 7月10日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成20年7月10日

## 東京都教育委員会第12回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 報 告 事 項

- (1) 平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について
- (2) 東京都と帝京大学教職大学院との連携にかかわる審査結果について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 そ の 他

- (1) 東京都教育委員会教育長の任命について

委員 長 木 村 孟

委 員 内 館 牧 子

(欠席)

委 員 高 坂 節 三

委 員 竹 花 豊

委 員 瀬 古 利 彦

委 員 中 村 正 彦

事務局 (説明員)

教育長 (再掲) 中 村 正 彦

次長 影 山 竹 夫

理事 岩 佐 哲 男

都立学校教育部長 新 井 清 博

地域教育支援部長 皆 川 重 次

指導部長 高 野 敬 三

人事部長 松 田 芳 和

福利厚生部長 秦 正 博

特命担当部長 森 口 純

人事企画担当部長 直 原 裕

教育政策担当参事 石 原 清 志

特別支援教育推進担当参事 高 畑 崇 久

(書 記)

教育政策室政策担当課長 黒 崎 一 朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 おはようございます。平成20年第12回定例会を開会いたします。

本日は、内館委員から、所用により御欠席との届出をいただいております。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係は、都政新報ほか3社、合計4社、個人は1名からの傍聴の申込みがございました。傍聴を許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

では、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回6月12日、第10回定例会の会議録については、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。第10回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回6月26日、第11回定例会の会議録を机上に配布しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、報告事項の(3)及びその他の案件につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただきました。

## 報 告

(1) 平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について

【委員長】 報告事項（1）平成21年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 平成21年度に都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部）で使用する教科書の調査研究資料を作成したので、本日御報告させていただきます。

調査研究資料は2冊あり、1冊が「高等学校用教科書調査研究資料」、もう1冊が「高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）」でございます。

報告資料（1）を御覧ください。調査研究の対象となった教科書は、文部科学省作成の「高等学校用教科書目録」に登録された文部科学省検定済教科書のうち、平成19年度に新たに検定に合格した47点でございます。

「2 調査研究の項目」として（1）内容、（2）構成・分量、（3）表記・表現及び使用上の便宜について、それぞれ学習指導要領の目標等に照らして調査研究を具体的に行い、結果等はすべて数値データ等として一覧表を作成してございます。

なお、学習指導要領に示していない内容（いわゆる発展的な学習）については、全教科について調査研究を行っております。一部教科については、北朝鮮の拉致問題の扱いに関しても調査研究を行っております。

この調査研究資料の取扱いですが、都立学校等へ配布し、各学校で設置した教科書選定委員会において教科書を選定する際の資料として活用していただくものでございます。

調査研究の概要について御説明させていただきます。

「高等学校用教科書調査研究資料」を御覧ください。平成19年度に新たに検定に合

格した47点は、国語、数学、理科、芸術、外国語など普通教科に関するものが10科目、専門教育に関する各教科として工業と商業で3科目ございます。

2 ページ、3 ページでは、調査研究資料の役割と調査の趣旨、調査研究方法の工夫・改善が示してあります。「1 採択の権限と教科書調査研究資料の役割」の1点目ですが、教科書の採択権限は所管の教育委員会に属しており、都立高等学校の場合は東京都教育委員会が採択権限を有しているという記載がございます。また、各都立高等学校等においては、校長の責任と権限の下に校内に教科書選定委員会を設置して教科書の調査を行います。この教科書調査を行う際に、今示している教科書調査研究資料を活用していただくものでございます。

「2 調査の趣旨」として、こうした調査研究資料をまとめるに当たっては、各教科書の特長が簡潔・明瞭にわかるものになるように配慮しており、数値データ等をすべて入れております。

5 ページでは、国語の現代文について示してございます。平成21年度に使用される教科書として発行される国語の現代文の教科書29点の一覧になっております。今回は、平成20年に検定済となった4点の教科書について調査したものでございます。比較しやすくするために、昨年度までに調査研究したものも含めて冊子に登載させていただいております。

6 ページには、国語（現代文）の学習指導要領上における目標と内容について示してございます。

7 ページには、教科書の調査研究の観点について示してございます。「（1）内容」、「（2）構成・分量」、「（3）表記・表現及び使用上の便宜」としてそれぞれ観点を示してございます。

なお、「（1）内容」のd欄に「学習指導要領に示していない内容を取り上げているページ数」とあり、その下の囲みの「調査研究事項を設定した理由等」の一番下のところ、都教育委員会の基本方針1を踏まえ、人権尊重の理念を正しく高いようにするため、北朝鮮による拉致の扱いについて、その扱いの有無、扱い方、取り上げている項目についても調査をしております。これは平成16年の教科書調査研究から毎年継続して実施しているものでございます。

8 ページ目以降は、国語の現代文の内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜について、それぞれ観点に示す割合が何パーセントぐらいあるのか、個数が何個ぐらいあるのかを示しております。

11ページ目以降は、その詳細について記載しております。

115ページを御覧ください。学習指導要領に示していない内容について調べたところ、数学Ⅲと生物Ⅱに該当箇所がありました。115ページは、数学Ⅲの学習指導要領に示していない内容について調査したもので、平成15年12月に、学習指導要領の一部改訂に伴い発展的な学習を取り上げることが可能になったということで、これも併せて平成16年度から調査研究項目に加えております。

次に、北朝鮮による拉致問題の扱いについてです。現代文、リーディング、ライティングのそれぞれの科目について調査を行った結果、特に取り扱っている教科書はありませんでした。

なお、我が国の領土を巡る問題の扱い、尖閣諸島、竹島などに関する記述について、性差、家族に関する表現については、今回は調査対象となる科目がありませんでしたので調査項目にしていません。

特別支援学校高等部の調査研究資料を御覧ください。調査対象の教科書については、先ほど御説明申し上げました高等学校と同じく47点でございます。

1 ページの「特別支援学校高等部調査研究資料の構成」に示してありますように、特に障害がある生徒の実態などを踏まえ、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜の3項目について、各教科書の特徴が明瞭にわかるように調査研究を行ったものでございます。

3 ページ以降は、先ほど高等学校で御紹介したものと国語の現代文ですが、若干、調査の観点が違います。例えば4 ページを御覧いただきますと、現代文について、内容として、「障害について記述してある箇所数とページ数」など、特に障害のある生徒が使用することを踏まえた観点から調べております。

調査研究資料は各学校に配布し、各学校の選定委員会における資料として活用することとなっております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 高等学校用教科書調査研究資料の35ページの教科書は、詩歌が大変多いですね。次の36ページの教科書はあまりないし、中には、随想が全然ないなど、それは教科書各々で異なっていていいのでしょうか、学習指導要領からすると、どの程度の範囲であれば好ましいのですか。

もう一つ。選ばれた小説などの場合、それをどのように教えるかによって、同じ題材でも、例えば梶井基次郎の「檸檬」などは僕が学生時代にもあって勉強しましたが、これは教え方によってだいぶ違いますね。その辺は、どのような分析になっていますか。数が多いなど、全体が学習指導要領に基づいていればそれでいいということですか。

【指導部長】 今、御指摘いただきましたように、教科書の発行元である教科書会社は、学習指導要領の目標、内容構成に準じて、それぞれ特色ある教科書を作成するのが常かと思います。学習指導要領上は、いわゆる文学的な文章について、小説、随想、詩歌という形で例示してあると思いますが、具体的な分量等は示しておりません。したがって、こうした教科書の調査研究資料を基に、自校ではどのような教科書を使用するのがいいかについて各学校で選定する形になっています。

【高坂委員】 そうすると、各学校で教科書選定委員会をつくって、例えば現代文に関して言えば、国語の先生方の意見を中心に、最終的には校長先生が決めておられるわけですね。

【指導部長】 さようございます。

【委員長】 そのほかにはよろしゅうございますか。

それでは、この件については、報告事項として承ったということによろしいでしょうか。――〈異議なし〉――ありがとうございました。

## (2) 東京都と帝京大学教職大学院との連携にかかわる審査結果について

【委員長】 報告事項(2) 東京都と帝京大学教職大学院との連携にかかわる審査



結果について、同じく指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 東京都と帝京大学教職大学院との連携にかかわる審査結果について御報告申し上げます。

都教育委員会は、新人教員の養成・確保、東京都の教育の中核を担い得る教員や、高い専門性と優れた行政感覚を持つ指導主事を計画的に育成することを目的とし、創価大学、玉川大学、東京学芸大学、早稲田大学と平成20年2月1日に協定を結び、本年度から教職大学院を活用しております。

このたび、帝京大学から教職大学院を設置するに当たり都教育委員会と連携したい旨、依頼がありましたので、調査委員会、審査会で計3回にわたって慎重に審査し、可否について検討してまいりました。本日はその結果について報告するものでございます。

今年度から連携をしている大学は、創価大学、玉川大学、東京学芸大学、早稲田大学ですが、都から派遣されている教員は、創価大学については、現職教員2名、管理職候補者が4名、玉川大学はそれぞれ1名、5名、東京学芸大学が7名、6名、早稲田大学は現職教員8名で、現在、併せて現職教員18名、管理職候補者15名の教員が学んでおります。

教職大学院の設置目的についてですが、平成18年7月の中央教育審議会答申、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」で教職大学院について示され、平成20年4月から設置可能となっております。新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、スクールリーダー（中核的中堅教員）の養成が主な目的となっております。

都教育委員会としては、こうした教職大学院を活用することとし、先ほど申し上げた4大学と連携しているわけですが、特に教職大学院制度の実効性を確保するために、教職大学院で共通に履修する内容・方法について都教育委員会で決定しております。そうしたものを連携を希望する大学に対して示し、カリキュラムに位置付けるよう依頼しております。

都教育委員会が求めている内容を満たしているかどうかということで、具体的に帝京大学について審査いたしました。特に審査の視点は3点ありました。まず、教職大

学院設置の基本的な考え方が東京都の求めるものと合致しているかどうか。2点目が、教職大学院で履修する内容に東京都が求めるカリキュラムが位置付いているかどうか。3点目として、学生の定員に応じた指導体制が確保されているかどうかです。

帝京大学から教職大学院設置の基本的な考え方として示されたのは、実践と理論の融合を図り、高度な専門性と実践的指導力を備えた教職実践者の育成でございます。このことについては、都教育委員会が示している設置目的、基本的な考え方と合致しております。特に帝京大学においては小学校教員の育成に特化したいという申請が出ております。また、帝京大学は、医学部を有するという特色を生かした教育と医療の連携について考えているということでございます。例えば科目としては、脳の発達、発達障害、心身症、感染症、アレルギー疾患、睡眠障害などの学習も行う形になっております。

続きまして、教職大学院で履修する内容に東京都の求めるカリキュラムが位置付いているかどうかの点について審査させていただきました。これは大きく二つに分かれており、まず共通カリキュラムがあります。共通カリキュラムに示した5項目をまんべんなくきちんと位置付けていただきたいということを都教育委員会は示しております。都教育委員会は、共通科目20単位のうち3割程度の内容を教職大学院に対しては指定するように求めています。帝京大学の場合は、共通カリキュラムの内容が遺漏なく位置付いておりました。

資料に「すべての科目に、ストレートマスター・現職教員・管理職候補者の到達目標を設定」という記載がありますが、ストレートマスターという言葉は中央教育審議会の答申に出ている言葉で、「学部新卒者」という意味で使っております。

ストレートマスターと現職教員、管理職候補者の到達目標が、帝京大学のカリキュラムには示されております。学習指導要領を学ぶことを例にとると、ストレートマスターは学習指導要領を理解しているか、していないか。現職教員は、学習指導要領を理解した上で説明できるかどうか。管理職候補者は、そうしたものを指導・助言できるかどうかという形での到達目標を示していることが特色となっております。

また、帝京大学の共通科目については、それぞれのかかわりを重視した授業内容を工夫しております。例えば、ストレートマスターが授業力を高めるパネルディスカッ

ションをする場合については、現職教員がその計画を立て、リードしていき、管理職候補者が指導・助言を行うという形となっています。

したがいまして、共通カリキュラムについては、都が求めているものと合致していると考えております。

また、学校における実習カリキュラムは、ストレートマスターのみに基本的には求められるもので、10単位程度行う形になっておりますが、連携協力校での実習内容を都教育委員会は5点示しております。

帝京大学の場合、遺漏なく位置付いており、特に段階的・計画的に学校における実習ができるよう工夫されており、初期、中期、終期の3期に分けての実習が計画されております。また、指導教員の学校訪問による指導を重視した実習指導の充実を図っており、学生4名に対して基本的に2名の指導教員が付くことも提示されております。

したがいまして、学校における実習カリキュラムについても東京都が求めるものと合致していると考えております。

最後に、学生の定員に応じた指導体制が確保されているかということです。都が示しているものは、教員数、実務家教員の配置などです。「実務家教員」とは、例えば指導主事や校長、副校長等の管理職を経験した者で、優れた教育実践経験を有する者という意味です。そうした指導体制が整っているかどうかについて審査させていただきました。

帝京大学の場合、学生の定員規模は30名。内訳として、新規学部卒業者であるストレートマスターが20名、現職教員が10名。これは管理職候補者を含めての10名です。それに対して教員数は、専任教員数が15名、うち実務家教員が7名となっております。したがいまして、これも問題がありません。

こうしたことから、平成21年度から、東京都は、従来からの4大学に加え、帝京大学との連携を開始させていただきます。

なお、今後の予定ですが、教職大学院は国が設置認可をしますので、10月末に文部科学省が帝京大学の教職大学院の設置認可を行った場合、12月に東京都教育委員会と帝京大学との協定を結んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 帝京大学の特長で、医学部の関連と小学校教員育成の特化ということがありますね。従来の提携している4大学は、小学校専任のようなことはしていないのですか。

【指導部長】 はい。基本的には小・中学校ですが、小学校だけという大学もございます。

【高坂委員】 小学校は全教科を教えるような先生を育て、中学校では、もちろんホームルールはあるでしょうが、専門の教科を教えるわけですね。そうすると、小学校教員の育成に特化することと、小学校と中学校の両方を履修するものと、狙いに何か違いがあるのでしょうか。教員を送り込む東京都としては、どういう選択をしているのでしょうか。

【指導部長】 小学校教員の育成に特化した考え方は、帝京大学が特長として打ち出してきたもので、全教科を教える教員育成をトータルな形で特色を出されたものと考えております。私どもとしては、こうした教職大学院で学びたいという者については、特に現職教員はきちんと選考し、今度新たに帝京大学が加われば、この5大学について、きちんとその内容について示し、自分の希望等に合わせて選んでいく形になるかと思えます。学習内容に照らして大学を選んでいくと思えますので、人数的には少しばらつきがでるかもしれません。

【高坂委員】 小学校と中学校の両方の育成を行っている、既に協定を結んだ4校では、小学校教員になりたいという人と、中学校教員になりたいという人ではカリキュラムを変えていますか。それとも、教師としての共通カリキュラムですか。

【指導部長】 教職大学院は、設置基準では45単位以上が修了の認定基準になっております。したがって、各大学では、共通カリキュラムと実習のほか、大学の特色に応じた教科科目を履修するように指導していると思えます。また、小学校、中学校、それぞれ校種別授業の指導に関する実習項目があるので、そうしたところで特色を出していくものと考えております。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【高坂委員】 はい。

【委員長】 高坂委員の御質問については、報告資料（２）の「大学の教職大学院設置目的」を御覧になると御理解できると思います。帝京大学がどうして医学連携で小学校だけを対象としているのか、その辺の理念はこの資料でわかるのではないかと思います。

今年度の都からの派遣者数については、先ほど御説明がありましたが、私としては、もっと増えてもらいたいと思います。現場の学校としてもなかなか出しにくいということがあるのでしょうか。

【指導部長】 初年度でしたので、管理職候補者以外の現職教員は少なく、この辺も広報をきちんとしていかなければいけないと考えております。現職教員の枠があるということで受検を促すように校長先生から指導していただければよろしいのですが、やはり様々な事情があるのかと思います。

【委員長】 校長先生としては、教員が減るから困るわけですね。

英国では、座学は夏だけにしているようです。優秀な教師を育てるために、校長として過去に業績があるような人、リタイアした人、そのような人を指導者として付けて、学校現場でトレーニングを行っています。ですから、校長先生が、教員が減ると悩む必要はありません。非常に良いシステムだと思いますが、日本は、どうしても大学での学習が中心になりますね。

【指導部長】 一応、都教育委員会でも、教職大学院に入学された場合には、補充後、講師対応という形でフォローしていく体制をとっております。

【委員長】 それは是非お願いします。鳴り物入りでつくった教職大学院ですから、うまく機能してほしいと思います。

【瀬古委員】 現職の教員が入学することもあるということですが、入学の費用はどうなっていますか。

【指導部長】 基本的には、管理職候補者は、都教育委員会で授業料等は負担します。現職教員は、自分で授業料等を払っていただく制度でございます。

【瀬古委員】 自分で払うには高いですね。

【委員長】 東京学芸大学はそう高くないのですが、私立はなかなか大変だと思い

ます。

【竹花委員】 現職の教員には給料を払っているわけでしょう。

【指導部長】 そうでございます。

【教育長】 我々としても、熱心な教員にはできるだけここに通ってもらいたいと考えております。給料をもらいながら、学費を払う形です。東京の場合、東京学芸大学は定員30名で在籍者が39名、在籍者数が非常に多い状況です。全国に教職大学院をつくりましたが、競争倍率が一番高かったのは東京学芸大学でした。他県では定員割れしているところが多く、そういう意味では、東京は教職大学院が充実しています。

【瀬古委員】 これは全国にあるものですか。

【教育長】 現在、全国に19校あります。

【委員長】 地理的な状況まで勘案してつくっていますが、ある県では、同一県内といえども、入学するためには遠くまで行かなければいけないところがあります。

【高坂委員】 筑波大学はどうになりましたか。

【指導部長】 筑波大学につきましては、設置するという事とも、連携したいという依頼も現段階では聞いていません。

【高坂委員】 依頼は、こちらからではなくて向こうから来るものですか。

【指導部長】 そうでございます。

【教育長】 大学側とすれば、教職大学院を設置して安定的に学生を確保するという意味では、管理職を公費で送り込んでもらうということが一つの方策です。ですから、東京近県であれば東京都と連携したい大学は、依頼をしてくるはずですよ。

【委員長】 地方との連携の話は初めから出ていましたね。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。本件につきましては、報告として承りました。少しでもたくさんの方に勉強していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

7月24日（木）午前10時

教育委員会室

8月28日（木）午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会・教育長協議会第1回総会

7月17日（金）～18日（金）

別府湾ロイヤルホテル

【委員長】 次に、今後の日程についてお願いします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の日程でございます。次回は7月24日の木曜日です。次々回は8月28日の木曜日です。ともに午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

## 日程以外の発言

【委員長】 ほかに何かございますか。

【竹花委員】 3点、お話ししておきたいと存じます。

一つは、最近、大分県教育委員会の件がマスメディアで大きく報道されております。その事実関係については今後の捜査等を待たなければなりません。東京都教育委員会においては全く無関係なこととするのではなく、もちろんこれまでも様々な努力をしているはずですが、決してそういうことが起こらないようにしっかりと対処していくことが必要だと思います。大分県の状況をもう少し見ながらということになりますが、新聞報道でもいいですから、そこで何が問題だったのかということを見定めつつ、東京都教育委員会の教員採用試験の今のやり方が、そういう脆弱性を持つものかどうかについてよく検討していただいて、しかるべき時期に御報告をいただきたいと存じます。

2点目は、1点目ともかかわりがあることで、公益通報者保護制度が法律に定められてしばらくたちますが、それが東京都教育委員会あるいは区市町村教育委員会においてどのように位置付けられ、運用されているのか。そういう制度があるのか、ないのか。そういうことについて、改めて調査の上、御報告いただきたいと存じます。

私自身、今勤めている会社で企業倫理ホットラインを担当しています。非常に大きな企業ですが、この制度が非常に有効に機能していて、しっかり自浄作用を果たしております。そういう経験に照らしても、教員の懲戒処分等がまだまだ多い中で、そうしたことを防ぐ上でも、こうした制度がしっかりした形でシステム化され、かつ、活用されることは一つの大きな試みだろうと思います。そういう点でも、この問題についての現状と今後の方向について、もし、ないのであれば、来年度の4月に向けて少し検討していただければと思います。これは区市町村教育委員会との関係もあるのでうまく考えないといけないところもありますが、何とかなるような気がしますので、その点よろしく願いいたします。

3点目は、来年度予算の検討をそろそろ始めておられると思いますが、去年の教育委員会でも御要望申し上げましたように、要求案として決まってしまう前に、どういう方向で検討しているのかについて御報告いただきたいと存じます。私自身これまで、不登校の問題にどう取り組むか、あるいは、ある意味で理不尽な保護者からの学校に対する抗議やアピールに対して、校長先生を含めて職員に精神的な病気になる人も出てくるほどの状況が現にあるわけですが、そうした問題についてどう改善していくのかについてもいろいろ申し上げてきました。そうした点も十分に踏まえながら、来年度予算について検討いただいている状況を御報告いただきたいと思います。

以上です。

**【教育長】** 大分県のああいうゆゆしい問題で、私どもも、試験問題作成の段階、試験を実際に実施する段階、採点の段階、こういう点で過去からいろいろな工夫をしていますが、どういうシステムになっているのか御報告したいと思います。

公益通報者保護制度につきましては、現在もあります、きちんと機能しているかどうか自信がありません。今後、都立学校の教員全員にパソコンを配っていきますので、その点で制度を新たに見直す余地があると考えております。

来年度予算については、また御報告させていただきます。

**【委員長】** ありがとうございます。大分県の問題については、新聞を読むだけでするので軽々に判断できないところがあります。竹花委員の御発言同様、私も少しでも詳しい全貌<sup>ぼう</sup>を知りたいと思っております。東京都の教育長、委員長は全国の協議会



の会長になります。私は全国都道府県教育委員会連合会の会長ですし、中村教育長は全国都道府県教育長協議会の会長ということで、来週、大分県で会議を開催することになっております。そういうことから、かなりいろいろな情報が取れるのではないかと思います。それを他山の石として、東京都でも、竹花委員がおっしゃるような脆弱なシステムではないシステムにする必要があるのではないかと考えておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

【瀬古委員】 大分県の件は、どうしてわかったのでしょうか。

【委員長】 新聞報道だけしかわかりませんが、30年来続いているといううわさもあります。ただ、対象になったのはここ2年度ほどについてのようで、大きな不正が行われているといううわさが県内で絶えなかったということが、テレビのインタビュー等で放映されました。

それでは、非公開の審議に移らせていただきます。

(午前10時45分)